

「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に関する意見書

北海道では、昭和 6 3 年「ウタリ問題懇話会」の審議を経て「アイヌ民族に関する法律」の制定を国に求め、国においては、平成 8 年 4 月に提出された「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会報告書」を踏まえ、平成 9 年 5 月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」を制定した。

この法律により、アイヌ文化の振興とアイヌの伝統等に関する国民の理解の促進については、一定の進展が見られるものの、アイヌの人たちの人権、教育、生活などについて多くの課題が残されている。

先般、国連において、先住民族のさまざまな権利に関する国際的な基準となる「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、政府もこれに賛成している。

よって、国においては、これを機に、この宣言におけるアイヌ民族の位置づけや盛り込まれた権利を審議する機関を設置されるよう要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により提出する。

平成 1 9 年 1 2 月 2 1 日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣 内閣官房長官